

## 令和2年第1回定例会(令和2年3月9日)

総務企画消防委員会委員長 (手束 貴裕 委員長)

総務企画消防委員会は、去る3月3日の本会議において付託を受けました『議第1号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分、その他4議案につきまして、翌4日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第1号 令和元年度 別府市一般会計補正予算(第5号) 関係部分』についてであります。

まず、消防本部関係部分では、当局から、消防ポンプ自動車・消防指揮車・緊急輸送車の3台を更新するに当たり、入札により生じた差額について関係予算を減額するものである旨の説明がなされました。

委員から、入札において過剰な見積ではなかったのか、これ程大きな差額が出た原因は何か、との質疑に対し当局から、積算に当たり情報精査が不十分であったと考えられるため、今後はさらに適正な積算となるよう努力していきたいとの答弁がなされました。

次に総務課関係部分では、市有地売却に伴う土地売却収入の追加額や、扇山ゴルフ場の貸付面積の見直しによる土地測量等委託料、喫煙スペースの整備に伴う関係予算の減額、さらに、庁舎清掃委託といった庁舎維持管理の経費の不用額等についてそれぞれ詳細な説明に対し、委員から生活習慣病の要因で飲酒、喫煙が大きい。禁煙の指導を進めるべきではとの質疑がなされ、当局より喫煙スペースにも禁煙ポスターを掲示し指導していくとの答弁がなされた次第であります。

職員課関係部分では、職員人事管理に要する経費において、退職者の人数が増えたことによる増額と、衛生管理に要する経費において、職員健康診査委託料が当初見込みより下回ったため減額する旨の説明がなされました。

また、市民税課関係部分では、マイナンバー法に基づき異なる行政機関の間で個人情報やり取りを行うシステムの改修が小規模で運用保守の範囲内であったため不用額を計上し、資産税課関係部分では、地価の下落分を令和2年度の固定資産税における土地の評価に反映させるための鑑定評価を行った結果、下落地点が当初見込みより大幅に少なかったため減額となった旨の説明がなされました。

次に、総合政策課関係部分では、地方創生交付金対象事業の決算見込みにより、歳入の計数整理の減額、「湯のまち別府ふるさと応援寄附金」の増加により、当初の見込みから1億2971万1千円を追加し、これに伴いクレジット決済などの手数料及び包括代行業務等委託料を増額するものである。また、総合計画・

総合戦略策定支援業務の公募型プロポーザル業者選定に伴う委託料の差額の減額、さらには、「広域行政に要する経費」において、秋草葬祭場及び藤ヶ谷清掃センターに係る人件費の精算に伴い減額補正等を行うとともに、「交通体系整備促進に要する経費」では東山地区及び大所・小坂地区で実施している「みんなのタクシー事業」委託料と公共交通基礎調査業務委託料入札差額の減額と生活バス路線維持費補助金の増額の差額110万6千円を減額する説明がなされた次第であります。

これに対し委員から、オンデマンドバス利用について高齢者に対するスマートフォンの研修会などが必要ではないかとの質疑に対し、当局よりデジタルファースト宣言をしており、今後デジタル化は必要となるので検討したいとの答弁がなされこれを了といたしました。

財政課関係部分では、地方債補正として普通交付税の算定において生じた基準財政収入額と収入実績との差額を精算するため「減収補てん債」を発行すること、基金積立金の追加額として、湯のまち別府ふるさと応援寄附金、土地売払収入の追加額を「湯のまち別府ふるさと応援基金」、「別府市公共施設再編整備基金」に積み立てるとの説明がなされました。

また、情報推進課関係部分では、コンピューターシステム等借上料で令和元年度のリース契約の入札の実施に伴い入札残が発生したため債務負担金額を見直し、業務用パソコン1097台の更新業務の入札減、またリース契約の入札減によりそれぞれ減額するとの説明がなされました。

これに対し委員から、高額の契約を結んでいるが、市としてもそれに見合った生産性を上げる取り組みをやるべきではとの質疑に対し、当局から入力業務をロボットが行うなど県内でも先駆的に取り組んでいるとの説明がなされました。

予算議案の最後、選挙管理委員会関係部分であります。昨年4月に執行された大分県知事・県議会議員選挙及び、別府市長・市議会議員選挙並びに、7月に執行された参議院議員選挙に係る執行経費の精算に伴う減額であるとの詳細な説明がなされた次第であります。

最終的に、『議第1号 令和元年度別府市一般会計補正予算関係部分』について採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案3件とその他議案1件についてであります。

まず、『議第38号 市長専決処分条例及び別府市監査委員に関する条例の一部改正について』では、地方自治法第243条の2が地方自治法の一部改正により第243条の2の2に移動すること等に伴い、この条を引用する条例を改めるものであるとの説明がなされました。

次に『議第39号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正について』では、監査制度の充実強化の一環として新たに監査専門委員を置くことができるとされたことに伴い、臨時の監査専門委員に対する報酬額等を定めるための条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

これに対し委員より、監査専門委員の人選には充分留意するとともに適正な監査体制の確立を求める意見が寄せられました。

続きまして、『議第41号 ベっふ創生応援基金条例の制定について』では、地域再生計画に基づく事業を企業版ふるさと納税による寄附金を活用して実施するため新たに基金を設置するとの説明がなされました。

最後に『議第57号 他の普通地方公共団体の公の施設を本市の住民の利用に供させることに関する協議について』では、7市1町が公共施設の相互利用を実施している施設に「大分市大洲総合体育館」を加えるとの説明がなされた次第であります。

採決の結果、3件の条例議案と1件のその他議案について当局の説明を了し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。